

【諮問（個人）第215号】

7川情個第10号
令和7年7月31日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 板垣勝彦

保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求について（答申）

令和6年4月26日付け6川総コ第22号で諮問のありました、保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部
行政情報課情報公開担当

電話 044-200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った審査請求人の保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分は妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年3月8日付けで、実施機関である川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号（令和4年川崎市条例第76号による廃止前のもの）。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室が保有している平成24年1月1日から令和5年3月8日までの「一切の個人情報。音声、メールや裁判の記録（一切の資料）も含む。」について、保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る情報として、「市長への手紙」等処理票、「市民オンブズマン」、「保有個人情報開示請求」、「公文書開示請求」、「行政不服審査請求関係」、「配達証明郵便」に関する書類を特定し、全部承諾できる文書については令和5年5月2日及び同年8月30日付けで全部承諾処分を行うとともに、「市長への手紙」等処理票（受付番号〇〇－〇〇〇〇〇〇）、保有個人情報開示請求（31川こ児第145号）、保有個人情報開示請求（31川こ児第1061号）、保有個人情報開示請求（31川こ児第1073号）、保有個人情報開示請求（2川こ児第200号）、公文書開示請求（31川こ児第146号）、行政不服審査請求関係（31川こ児第502号）、行政不服審査請求関係（31川こ児第503号）に記載の一部については、条例第17条第3号又は同条第6号に該当することを理由として、令和5年8月30日付けで、保有個人情報開示請求一部承諾処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和5年9月22日付け審査請求書で、本件処分の取消しを求める審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第215号事件。以下「本件審査請求」という。）。
- (4) 本件審査請求は、条例第33条第1項の規定に基づいて行われたものである。
当審査会は、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第4項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則第2項の規定による廃止前の条例に基づき、審査を行うものである。

3 審査請求人の主張要旨

令和5年9月22日付け審査請求書によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

一部承諾ではなく、全部承諾とする裁決を求める。本件処分は、条例第17条第6号に該当するため、一部承諾となっているが、その理由に具体性がなく、条例第17条第6号の乱用と考え、条例第16条に規定する保有個人情報の開示請求等の権利を著しく害するため。

4 実施機関の主張要旨

令和5年10月24日付け弁明書、令和7年4月22日付け追加説明書及び令和7年5月26日実施の実施機関諮問事案説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件処分に係る業務について

児童相談所における相談援助活動は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭等を援助することを目的とし、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき行われる。子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針（援助方針）を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行っている。

(2) 本件処分の根拠等について

ア 条例第17条第3号該当箇所について

本件対象公文書のうち、「事故報告書」に係る部分については、条例第17条第3号「本人等以外の個人に関する情報」該当箇所である。当該箇所は、いずれも児童相談所の事故報告書に記載されている第三者の個人に関する情報の記載であり、「本人等以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人等以外の特定の個人を識別することができるもの」であることから、条例第17条第3号に該当するものとして、不開示としたものである。

イ 条例第17条第6号該当箇所について

本件対象公文書のうち、「事故報告書」以外の部分については、条例第17条第6号「事務又は事業に関する情報」該当箇所である。（以下「本件不承諾部分」という。）本件不承諾部分は、川崎市中央児童相談所における相談援助業務遂行のため、子どもやその保護者等への面接や電話等による聞き取り等により、問題の所在とその背景等についての調査を進めながら、社会診断、心理診断、行動診断等を協議し、子どもやその保護者等に対する援助の選択を組織として行った経緯等、相談援助業務手法が具体的に記載されている。

相談援助業務の性質上、その具体的な手法を援助対象である子どもやその家族へ知らせることは、その実効性が失われるおそれがある。また、開示内容が拡散されることは、実施機関においても、川崎市の全児童相談所における相談援助業務の遂行に影響を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第6号に該当するものとして、不開示としたものである。

以上のことから、本件処分は妥当であると考えます。

(3) 審査請求人の主張について

請求人は「川崎市個人情報保護条例第17条第6号に該当するため、個人情報開示請求につき一部承諾となっているが、その理由に具体性がなく、17条6号

の乱用と考え、16条に規定する保有個人情報の開示請求等の権利を著しく害するため。」と主張をしている。

しかし、本件処分は、条例第17条第6号の根拠規定の文言だけでなく、非開示の判断理由も付記している。例えば、「児童の家族がその内容を知った場合に中部児童相談所の相談援助活動に対する関係機関への信頼が失われるとともに、児童家庭支援・虐待対策室及び中部児童相談所の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」として、相談援助業務の性質、相談援助業務手法であること等の理由を示している。したがって、「その理由に具体性がなく、第17条第6号の乱用」との問題は生じない。

また、「第16条に規定する保有個人情報の開示請求等の権利を著しく害するため。」とあるが、具体的な摘示をした場合、非開示事由に該当する事実関係が明らかになり、結果的に非開示とすべき文書の内容を明らかにすることにもなりかねない。

以上のことから、本件処分は妥当であると考ええる。

5 審査会の判断

(1) 本件対象公文書のうち、「事故報告書」に係る部分について

本件対象公文書で不開示とされたもののうち、「事故報告書」に係る部分については、条例第17条第3号に規定された「本人等以外の個人に関する情報」に該当することを理由として、不開示とされたものである。

当審査会で当該不開示部分について見分したところ、当該不開示部分には、いずれも事故の具体的な内容など第三者の個人に関する情報が記載されており、これらは、条例第17条第3号が定める「本人等以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人等以外の特定の個人を識別することができるもの」に該当することが確認された。

よって、本件対象公文書のうち、「事故報告書」に係る部分について、実施機関が、条例第17条第3号に該当することを理由として、これを不開示とした判断に誤りはないものと判断する。

(2) 本件対象公文書のうち、(1)以外に係る部分について

本件対象公文書で不開示とされたもののうち、「事故報告書」に係る部分以外の部分については、条例第17条第6号に規定された「事務又は事業に関する情報」に該当することを理由として、不開示とされたものである。

当審査会で当該不開示部分について見分したところ、当該不開示部分には、児童相談所が相談援助業務を遂行するため、子どもやその保護者等に対する面接や電話等による聞き取り等を通じて、問題の所在とその背景等についての調査を進めながら、社会診断、心理診断、行動診断等を協議し、いかにして子どもや保護者等に対する援助を組織的に選択していったのかについて、その過程及び具体的な手法が記載されていることが認められた。こうした相談援助業務の過程及び具体的な手法が援助対象である子どもやその保護者等に知られることになれば、個別の事案における相談援助の実効性が確保できなくなるばかりか、ひいては相談

援助業務全体への信頼を失わせることにも繋がりにかねず、市の事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす具体的な蓋然性が認められるものといえる。

よって、本件対象公文書のうち、「事故報告書」に係る部分以外の部分について、実施機関が、条例第17条第6号に該当することを理由として、これを不開示とした判断に誤りはないものと判断する。

(3) 結論

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上の次第で、前記1の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 板 垣 勝 彦

委員 田 所 美 佳

委員 本 間 春 代

委員 吉 岡 郁 美